

氏名	中野 美智子
授与した学位	博 士
専攻分野の名称	学 術
学位授与番号	博甲第1876号
学位授与の日付	平成11年 3月25日
学位授与の要件	文化科学研究科人間社会文化学専攻 (学位規則第4条第1項該当)
学位論文題目	近世史料の整理法とその利用形態の研究
論文審査委員	教授 神立 春樹 教授 狩野 久 教授 倉地 克直 助教授 久野 修義 お茶の水女子大学教授 大口 勇次郎 国文学資料館史料館教授 安藤 正人

### 学位論文内容の要旨

本論文は、わが国の史料保存利用機関が利用者に提供する場合の近世文書の整理法と新たな利用形態の開発を目的とする。この目的にそって、近世文書の特質、階層構造を解明し、コンピュータによる多様、かつ広範囲に高いレベルの検索を可能にする整理法とその利用効果について、整理実践にもとづき検証と考察を進め、体系化することを課題として設定している。

本論文は、第1章から第4章までの四つの章からなる。

#### 第1章 近世史料の分類法について

まず、わが国では一般的に主題別分類法が広く普及しているとして、これまでの史料分類法の動向と到達点を、地方史料と大名家文書について研究史の整理、検討を通じて行なっている。ここで著者は、国立史料館の研究者による欧米の文書館学の整理原則：出所原則、原秩序＝原配列尊重の原則にもとづく整理法＝目録編成が提唱されたことを史料整理法の大きな面期として把握し、この国立史料館の動向に着目する。

そして従来からの整理法を検討し、近世史料の分類法には、古文書学：史料の類型把握、近世史料学：主題列挙型分類、文書館学：史料群の階層構造把握の三つがあるとする。以下の著者の研究は、この文書館学（史料管理学）の提起した「出所原則と原秩序尊重の原則」の適用が、史料群の原秩序（存在形態）をとらえ、階層構造を再構成していくための史料分類法の基本課題となることふまえた検討となっていく。

#### 第2章 近世史料の目録記述法について

最近の史料整理論をリードし、著者が基本的に前提としている国立史料館の研究者の仕事は、そのすぐれた目録編成論にもかかわらず、目録記述においてなお不十分であるとして、この目録記述を独自の課題としている。

そこで、従来、史料整理法として、本格的な研究と論議の対象とならなかった近世史料の目録記述法について、1987年に日本図書館協会から提案された「非刊行物」についての標準規則案を批判的に検討し、近世史料目録の記述法の問題点と課題を著者の実践事例によって明らかにしている。さらに、その方法論にもとづき、岡山藩政史料を対象に、史料群の階層構造を把握するための原秩序の復元という課題を解決するために、開発したコンピュータ化による史料目録の新しい記述方式の技法について、その要点を記している。

#### 第3章 原秩序尊重の整理法の機能と意義

目録書誌記録の工夫による原秩序の復元を課題とし、その解決をめざすものとして、第2章で著者が提示した目録記述法の有効性を、岡山藩政史料のうちの留方保管の基本的な

大規模史料群、岡山藩の生坂支藩分知計画に関する小規模史料群を対象に検証を試み、近世史研究の基礎技術としての史料整理法の機能を明らかにし、その意義を提示した。

#### 第4章 近世史料目録の電子化と整理法について

1995年に「国際標準記録史料記述：一般原則」[ISAD(G)]のわが国への紹介を契機に、最近、文書館学の分野を中心に史料目録情報の電子化、記述方式の標準化の動向が高まっている、として、まず、標準化と電子化による国際的な情報交換を目的としたISAD(G)の提起した標準化論の動向と問題点を、わが国の近世史料への適用という観点から考察している。そして著者が具体的な実践にもとづき提起した、原秩序の復元をめざす記述標準化と電子化の方法論の位置づけを行ない、国際記述標準化への対応との関連を明らかにしている。さらに、国立史料館や文書館において実施された国際標準規則の適用事例などの目録記述の標準化と電子化に関する整理実践の事例を比較検討し、近世史料目録に求められる目録記述法と、電子化、国際化に向けて解決されなければならない共通の課題を考察している。

終章において、著者はつぎのように締め括っている。

本論文は、近世史料目録の電子体目録(データベース)に求められる整理法の体系化とそれにもとづく利用形態の創出をテーマとした。検討の結果、近世文書の特徴を尊重したデータベース化、すなわち近世史料電子体目録の技法の基礎は、原秩序尊重の原則を適用した記述法とその標準化にあり、それが高レベルの検索システムの開発を可能とすることを明らかにした。そして、そのことが、研究者をはじめとする近世史料の利用者に新たな研究素材の提供を保証することとなり、かつ、そのような目録情報の利用形態の創出が、今後のわが国の幕藩体制社会の総合的研究に重要な役割を果し得るものであることを提示している。

### 論文審査結果の要旨

上記のような内容構成の本論文の審査の結果を記す。

#### (1)本論文の特長

本研究の特長をあげるとつぎのようであろう。

その第一は、近世史料の整理法は近世文書のとらえ方・分類原理のとらえ方を基礎としていくつかのものがあるが、著者は従来からの分類法を整理検討し、それらを批判的に考察して、史料分類法の基本的課題は「出所原則と原秩序尊重の原則」の適用であることを確認している。

第二に、その上で、この原則にもとづく分類法における目録記述方式を検討して、そこが不十分であるとして、新しい記述方式の技法を提示した。それを岡山藩政史料「池田家文庫」のマイクロフィルム化にともなう目録修正という具体的形態において呈示していることである。ここに著者の最も独自の分野の開拓がある。

第三に、その有効性を藩政史料群を対象に検証を試み、近世史研究の基礎技術としての史料整理法の機能を明らかにし、その意義を提示したことにある。一つには池田家文庫のマイクロフィルム化事業にともなう目録改訂作業の成果をふまえて、岡山藩政史料の伝存形態の変容と、藩庁の中樞文書の作成と管理にかかわった留方の職務と文書の作成事情について、従来明らかにされていなかったことを解明していることである。二つは、生坂支藩の立藩分知計画は実現しなかったが、一件史料の原秩序の復元によってその全貌を明らかにした。このことは史料の原秩序復元が歴史研究に大きく貢献することをみずから立証したものとして意義が大きい。

第四に、史料目録の電子化という新しいメディアへの対応という現代的課題への取組である。図書館分野ではすでに進展している電子化の問題を、史料論に積極的に取り入れる試みに大きな意義がある。

第五に、本研究が著者の、岡山大学附属図書館所蔵の近世地方史料の目録作成、日本の代表的な大名家文書である池田家文庫のマイクロフィルム化の過程での目録編纂に担当者としての整理という実践的取組のなかから設定され、遂行されたものである。岡山藩主池田家史料という第一級の史料群を背景とした業務としての仕事を文書として定着させ、実践的課題遂行のなかで新しい研究分野の開拓と方法の開発の試みという側面があり、そこに大きな意義がある。

#### (2) 指摘された問題点

これに対して、第一に、この論文が依拠した分類論である階層構造論の長所についての論及並びに問題点の検証を欧米での動向にもわたって行うこと、第二に、そもそも三つの分類を並立させる整理が適切であるか否かという問題のあること、第三に、著者の強調する一点ごとの書誌記述の標準化を通じた原秩序の復元に至る方法論が明確に示されていないという問題があること、などが呈示された。これら諸点についての検討を深めることが課題であることが確認された。第四に、叙述の面でも、先行研究の引用が目立つ部分についての改善が必要であることが指摘された。

なお、近世史料に限らず、近年盛んになっている各時代の史料論への論及や、その中で近世史料論の位置づけが行われていれば、本論文の意義はいっそう明確になるというアドバイスがあった。

#### (3) 総合判定

以上のような長所となお検討すべき問題点を有するが、本論文は実務担当者としての実践的蓄積のうちに作成されたもので、近世史料整理論における新しい成果となっているものと判断し、本審査委員会は本論文を博士学位論文として認定する。